

2014年4月17日

香川県知事  
香川県教育委員会 殿

香川県教職員組合  
中央執行委員長 大野 孝之

## 2013年度末人事、賃金引き上げ等に関する要求書

2013年度末人事、賃金引き上げ、勤務条件改善のため、次の通り要求します。なお、今年度の交渉事項や文書回答を求める要求については、別紙に記入しておりますのでそちらをご覧ください。

### 記

#### 1 2013年度末人事について

- (1) 一人ひとりの教職員の意思を尊重し、希望と納得にもとづく人事を行うこと。また、人事についての面接での聞きとり内容には十分配慮すること。
- (2) 「人事異動の基本的考え方」を改め、本人の意思にもとづかない広域交流人事、他県との交流人事、校種間交流人事を行わないこと。
- (3) 異動発表日1ヶ月前に本人に必ず内示を行うこと。転居をともなう転任人事の1週間前の本人通知については、新採用者にも適用すること。
- (4) 定数内講師採用をやめ、新規採用者数を大幅に増やすこと。
- (5) 所属組織による昇任差別をせず、30年間にもわたり行っていない香教組組合員からの管理職への昇任を行うこと。
- (6) 「管理職候補登録制度」をやめ、真に管理職にふさわしい適格者を昇任させること。
- (7) 再任用を希望するすべての退職者に雇用の場を確保すること。再任用は、定数に含まず新規採用教員の抑制しないようにすること。
- (8) 効率化や競争原理の「企業の論理」を学校に持ち込む「民間人の校長登用」をこれ以上拡大せず、現場から見識や情熱のある適格者を校長にすること。

#### 2 賃金改善について

- (1) 基本賃金を引き上げること。
- (2) 教職調整額・教員特別手当の改悪を行わないこと。
- (3) 成績主義賃金は実施しないこと。
  - ① 勤勉手当の差別支給を撤回すること。勤勉手当の成績率反映については、ILO・ユネスコの「教員の地位勧告」、CEART第4次勧告を尊重し、制度について、教職員団体との早急かつ誠実な交渉を行うこと。
  - ② 「優秀な教員の表彰制度」については、昇給にはね返るような形の表彰はやめること。
- (4) 1、2級の号俸増設を県独自に行うこと。
- (5) 学校事務職員の任用基準の改善と6級格付けを行うこと。
- (6) 定数内講師に対しても教諭と同じ2級給料表を適用すること。当面、講師等の経験年数による号給の「頭打ち」制度をなくすこと。あわせて、非常勤講師の待遇改

善を図ること。

- (7) 寄宿舎教職員・実習職員の賃金について、1 級から 2 級への任用基準を改善すること。
- (8) 行政職の昇格制度の実施にともない職種間で生じる新たな賃金格差を解消するため、基本賃金の改善、昇格基準の改善、昇格期間の短縮などの措置を講ずること。また、昇格時の上位号格付けの効果が、行政職俸給表に比べて昇給回数の少ない特別俸給表はもとより、すべての職員におよぶような必要な措置を講ずること。

### 3 諸手当の改善について

- ★(1) 特殊勤務手当、扶養手当については、引き続き支給額や支給要件の改善を行うこと。
  - (2) 有料道路の代金を支給すること。
- ★(3) 部活動手当は、週休日・休日の部活動指導業務に対する交通費を実費支給すること。
  - (4) 研修手当（当面月額 1 万円）を新設すること。
  - (5) 舎監・寄宿舎教諭（指導員）手当を新設するとともに、宿日直手当を引き上げること。

### 4 旅費の改善について

- (1) 自家用車の公務使用における車賃を 1km 当たり 20 円から引き上げること。
- (2) 公務使用のための自家用車使用登録申請における任意保険の基準を県職員と同様にするとともに、保険料の補助を行うこと。
- (3) 公務使用のための自家用車登録に別居親族の保有する自家用車も認めること。
- (4) 県外出張旅費や「新採宿泊研修」の経費は事前支給すること。
- (5) 県外からの新規教職員に赴任旅費を支給すること。

### 5 勤務条件の改善について

- (1) ILO・ユネスコの「教員の地位勧告」を遵守し、「新勤務評定」制度、「指導が不適切な教員」認定制度について、教職員団体との早急にかつ誠実な交渉を行うこと。
- (2) 「新勤務評定」について、管理職で実施している目標管理制度にともない、教育にそぐわない数値目標を学校に押しつけないこと。
- ☆(3) 「指導が不適切な教員」を出さないよう予防策を最優先に位置づけ、教職員定数増、自主研修の保障、メンタルヘルス対策、病気休暇・休職制度の拡充、労安体制の確立など、教育・勤務条件の改善を図ること。
  - (4) 長時間過密労働・多忙化解消のために
    - ① 長時間労働を解消するため、職務の見直しと教職員増を図ること。
  - ★② 総実勤務時間の短縮に向けて、教職員団体も入った協議機関を設け、具体化の推進を図ること。
    - ③ 教員の時間外勤務については、臨時・緊急の限定 4 項目以外の時間外勤務は違法であり、許されないという給特法の趣旨をすべての学校に徹底すること。
    - ④ 教職員の勤務実態調査を県教委の責任で実施するとともに、各学校で勤務時間の適正化を図れるよう市町教委を指導すること。
- (5) 病気休暇の日数を 180 日にもどすこと。また、結婚休暇、忌引休暇などの日数を増やすこと。
- (6) 育児のための短時間勤務制度、部分休業制度について周知するとともに、取得し

やすい環境整備を進めること。

(7) 介護休暇の拡充について

- ① 期間を1年間に延長し、断続取得、同一疾病での再取得を可能にすること。また、所得保障を拡充すること。
- ② 1ヶ月未満の取得でも代替を配置すること。
- ③ 2週間未満でも休業手当を支給すること。また、半日または時間単位の休業にも支給すること。
- ④ 休業途中で介護の必要がなくなった場合、すぐに代替教員を引き上げることをせず、1ヶ月前の事前解雇通告を厳守すること。

(8) 看護休暇の日数を5日から7日に拡大すること。また、家族休暇（仮称）を新設し、18歳までの子の学校行事等に参加できるようにすること。

☆(9) 夏季休業日に教職員の超過勤務の回復措置がとれるよう、夏季休業日の短縮を実施しないこと。あわせて夏季休暇の日数を増やすこと。

(10) 事務職員の労働強化と定数削減につながる学校事務の共同実施を見直すこと。

(11) 育児休業制度を臨時教職員にも適用すること。

(12) 勤務条件改善のため次の内容で学校長を指導すること。

- ① 法令にもとづき不当労働行為に相当する行為をしないこと。
- ② 教職員に保障された諸権利を尊重すること。
- ③ 勤務時間を把握し、勤務時間外の勤務を強要しないこと。
- ④ 職員の健康管理に留意するとともに、メンタルヘルス対策を十分に行うこと。
- ⑤ 職員の人格、意見を尊重した民主的な学校運営を行うこと。
- ⑥ ハラスメントのない快適な職場づくりを行うこと。

(13) 小中学校教職員についても、県立学校教職員と同様の定期検診を受けられるよう、市町教委を指導すること。

☆(14) 労働時間を守り、土曜授業実施に伴い教職員をボランティアで出勤させることがないよう指導すること。

☆(15) 病休や産育休の代替を滞りなく配置し、授業に穴が空く状態を解消すること。

6 教育条件整備について

(1) 貧困と格差による子どもの就学権を守るため、給食費・教材費などの滞納家庭に対する緊急の公的援助措置を講じるよう関係機関に働きかけること。特に、就学援助制度について十分周知するよう市町教委を指導すること。

(2) 2011年度から実施された35人学級がさらに拡充されるように、加配教員の増員など条件整備をすすめること。

少人数授業については事前の打ち合わせ等の時間を十分保障すること。また、習熟度別学級編成を押しつけないこと。

(4) 教育的に困難を抱える学校への教員加配をすすめること。

(5) 複数教頭制、「新たな職」による配置を増やさず、教壇に立つ教員を増やすこと。

(6) 大規模校を解消し、適正規模にすること。

☆(7) 住民や学校の意向を無視する学校の統廃合を行わせないこと。

(8) 養護教諭の複数配置基準を子どもと学校の実態に見合うよう、児童生徒数300人に1人の配置に改善すること。当面、盲・聾学校には2名以上、養護学校には学部ごとに1名以上配置すること。また、教育困難校には児童・生徒の実態に応じて、2

名以上の配置を早急を実現すること。

- (9) すべての学校に事務職員を配置し、19 学級以上の大規模校には複数配置とすること。
- (10) すべての学校図書館に、正規・専門・専任の司書を配置すること。司書教諭が実質的に機能できるよう授業時数の軽減等を行うこと。
- (11) 通常の学級に在籍する発達障害の児童・生徒の「通級指導教室」に専任の正規の教員を配置すること。
- (12) 特別支援教育支援員を地方交付税の算定基準通りに配置するように市町教委を指導すること。
- (13) 学級編成基準日を 4 月 1 日とし、学級編成基準の弾力的な運用を図ること。
- (14) 2 週間以上の年休、病休、介護休暇、海外研修、内地留学などの代替講師を確保すること。また、すべての職種に引継ぎ期間を適用し、前後各 3 日間に拡大すること。
- (15) 病休、産・育休等が遅滞なく完全にとれるよう、長期休業中も含めて代替教職員を確保すること。また、すべての職種に引継ぎ期間を適用し、前後各 3 日間に拡大すること。
- ★(16) 年齢で教職員採用試験受験資格を奪う年齢制限を撤廃すること。
- (17) 「寄宿舎指導員」の名称を寄宿舎教諭とすること。
- (18) 労働安全衛生法にもとづき、労働安全衛生体制を整備し、医師による面接指導、労働時間の適正な把握を実施し、校長が労働安全義務違反をおこすことがないように、市町教委を指導すること。
- ★(19) 小学校にも妊娠者 1 名につき 1 名の体育実技代替を配置すること。また、講師が妊娠した場合も正規教諭が妊娠した場合と同じように母性保護を行うこと。
- (20) 妊娠中の教職員、病気加療中の教職員の労働軽減を行うこと。

## 7 民主教育の確立について

- (1) 憲法と ILO・ユネスコ「教員の地位勧告」にもとづく教育行政をすすめ、どの子にも発達を保障し、確かな学力といのちと人権が大切にされる教育と学校づくりをすすめること。
- (2) 教員免許更新制については、情報提供や負担軽減に努めるとともに、1 人の失職者も出さないよう具体的対策を実行すること。
- (3) 「学テ日本一」時代の教訓を生かし、「全国学力・学習状況調査」「学習状況調査」の実施をやめること。また、「学習状況調査」のデータ入力や答案の類型ならびに結果の分析など各校の現場の教職員に負担をかけることのないようにすること。
- ★(4) 「10 年・20 年次経験者研修」については免許更新と重なるため、早急に止めること。
- (5) 教特法 22 条で保障された教員の「研修権」を侵害するようなことがないように、管理職を指導すること。
- (6) 他県でも例を見ない、辞令のおりていない新規採用者を集めて実施する「スタート研修」を中止すること。

8 「開かれた教育行政」をめざし、常に資料の提示を迅速に行うこと。

9 その他